

\*\*\*\*\*  
\*  
\* 令和7年度 第11回高梁市農業委員会総会会議録 \*  
\*  
\*\*\*\*\*

高 梁 市 農 業 委 員 会

## 令和7年度 第11回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和8年2月12日 午後 1時30分 招集
2. 令和8年2月12日 午後 1時26分 開会
3. 令和8年2月12日 午後 2時15分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	〃	1 2	藤 本 久 也	〃	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	欠	1 3	惣 田 敏 郎	〃	3	小 見 山 力 信	〃
4	前 崎 輝 之	出	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	1 5	伊 達 千 鶴 子	〃	5	平 松 弘	〃
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬 戸 川 伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長 書記	中藤宏和 藤代晋太郎				

7	本日の会議に付した議題とその結果				
	議案番号	件	名	結	果
	第48号	農地法第3条の規定による許可申請について		2件	許可
	第49号	農地法第5条の規定による許可申請について		1件	許可
	第50号	農用地利用集積等促進計画の決定について		13件	決定
	第51号	農用地利用集積等促進計画策定の要請について		6件	決定
	報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について			
8	署名委員				
			14番	田平太郎	
			15番	伊達千鶴子	
9	議事の内容				
			令和7年度	第11回高梁市農業委員会総会会議録	
			令和8年2月12日(木)	高梁市役所 3階大会議室	

議 長	<p>それでは、本日の出席委員は、農業委員18名、推進委員7名です。過半数の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和7年度第11回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。14番田平委員と15番伊達委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。61番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第48号61番朗読説明 －</p> <p>61番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を移転する案件です。申請農地の内、田については、8筆で6,612㎡です。畑については、2筆で264㎡であり、計10筆で6,876㎡です。譲受人の通作距離は、1.5km以内、耕作面積は6,876㎡、家族3人中耕作人は3人、対価は無償です。この案件につきましては、親子間の贈与です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については2月5日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
佐藤委員	農地は適切に管理されており、問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。61番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、61番については許可とすることに決定しました。
中藤局長	<p>次に、62番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第48号62番朗読説明 －</p> <p>62番は、譲受人が、譲渡人から 贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地の内、田については、3筆で1,639㎡です。畑については、1筆で23㎡であり、計4筆で、1,662㎡です。譲受人の通作距離は、1km以内、耕作面積は4,751㎡、家族2人中耕作人は2人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人が遠方のため、譲受人が以前から耕作しており、この度譲渡人からの要望により無償で譲り受けることになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、2月5日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6ページから7ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
小野貫治委員	譲受人が以前から一部借りて耕作されている状態でした。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)

議 長	なしとの声がありました。62番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、62番については許可とすることに決定しました。 次に、「議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。20番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第49号20番朗読説明 －</p> <p>20番については、転用者が、設定者の申請農地に賃借権を設定し、露天駐車場に転用するものです。申請農地については、田1筆811㎡です。この農地の農地区分は、第3種農地であり転用地の賃借料は10アール当り年7万1千円です。施設の概要としては、露天駐車場26区画です。備考欄に示しておりますが、現地の実測面積は847㎡です。現在申請地はこの法人の施設建設のための現場事務所、現場休憩所、資材置場、工事車両置場として3月31日まで一時転用許可しておりますが、施設の建設が予定よりも早く完成する予定であるため、施設建設工事に係る一時転用を終了し、新たに施設利用者送迎用及び職員用駐車場として整備するものです。なお、本来は一時転用から農地に復した上で、新たな転用許可に基づいた転用工事を行うことが筋であります。転用者が同一なこと、費用対効果を考慮して今回の申請を受け付けております。なお、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当がありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、2月5日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、8ページから10ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
伊達委員	申請地は事務局からの説明どおりの状態となっており、特段問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。20番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、20番については許可とすることに決定しました。 続きまして、「議案第50号 高梁市農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番から13番について説明をお願いします。
藤代書記	<p>それでは、2ページをご覧ください。高梁市農用地利用集積等促進計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和8年3月9日、利用権の設定を受ける者は12名、利用権の設定をする者は12名、利用権の設定をする件数は13件、利用権設定面積は39,162㎡となっています。各筆明細について説明いたします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案書にもとづいて、1番から13番の個別の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 －</p> <p>それでは、1番から13番について発言をお願いします。 一部の契約について、一般法人が借り受ける内容のものがありますが、解除条件付きでの契約となるのでしょうか。 一般法人の契約の場合は解除条件での契約をしてもらうようになります。 他に発言はありますか。</p>
議 長	
小野寛治委員	
中藤局長	
議 長	

議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。1番から13番について採決を採ります。1番から13番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、1番から13番については決定しました。</p>
藤代書記	<p>続きまして、「議案第51号 高梁市農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題といたします。事務局、1番から6番について説明をお願いします。</p> <p>それでは、4ページをご覧ください。高梁市農用地利用集積等促進計画策定の要請についてご説明いたします。公告日は令和8年3月9日、利用権の設定を受ける者は6名、利用権の設定をする者は5名、利用権の設定をする件数は6件、利用権設定面積は19,160㎡となっています。各筆明細について説明いたします。</p> <p>－ 議案書にもとづいて、1番から6番の個別の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 －</p>
議 長 瀬戸川委員 中藤局長	<p>それでは、1番から6番について発言をお願いします。</p> <p>農地利用集積等促進計画について意見聴取、要請と分かれて議案が上程されていますが、違いはなんでしょうか。</p> <p>今年度より対象農地が地域計画内の場合、農林課からの意見聴取を経て農地中間管理機構へ進達し、地域計画外の場合は農業委員会から農地中間管理機構へ計画策定の要請をするような流れの法律となっております。</p>
議 長	<p>他に発言はありますか。</p>
議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。1番から6番について採決を採ります。1番から6番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、1番から6番については決定しました。</p>
藤代書記	<p>次に、「報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明をお願いします。</p> <p>－ 議案書にもとづいて、通知の内容を朗読説明 －</p>
議 長	<p>説明が終わりましたが、発言をお願いします。</p>
議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第11回総会を閉会します。</p>

令和8年2月12日

会 長 土 岐 康 夫

1 4 番 田 平 太 郎

1 5 番 伊 達 千 鶴 子